

岐阜県消防操法大会山県市実行委員会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、岐阜県消防操法大会山県市実行委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、令和4年度に山県市で開催される「消防感謝祭」第71回岐阜県消防操法大会（以下「大会」という。）の円滑な運営を期するために必要な事業を実施することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 大会の開催に必要な方針及び計画に関すること。
- (2) 大会の開催に必要な施設・設備の整備に関すること。
- (3) 大会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (4) 関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) その他大会を開催するために必要な準備に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 本会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 山県市消防協会員
- (2) 岐阜市消防本部山県消防署（以下「山県消防署」という。）長
- (3) 山県市副市長、山県市教育委員会教育長、山県市理事
- (4) 大会開催地地区自治会連合会長

(役員)

第5条 本会に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名

(3) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、山県市消防協会会長をもって充てる。

2 副会長は、山県市消防協会副会長及び山県消防署長の職にある者をもって充てる。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。なお、監事は副会長と兼務することを認める。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定した順序により、その職務を代理する。

3 監事は、本会の財務を監査する。

(任期)

第8条 役員及び委員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから本会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合において、その委員等は、辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(名誉役員)

第9条 本会に次の各号に掲げる名誉役員を置くことができる。

(1) 名誉会長

(2) 名誉副会長

(3) 顧問

2 名誉会長は、山県市長の職にある者を会長が委嘱する。

3 名誉副会長は、岐阜県議会議員、山県市議会議員及び岐阜市消防本部消防長の職にある者を会長が委嘱する。

4 顧問は、次の各号に掲げる者から会長が委嘱する。

(1) 山県市内自治会長を代表する者

(2) 山県市内の消防・防災・防犯等の関係団体を代表する者

(3) 前各号に掲げる者のほか、会長が運営上必要と認める者

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 本会に、次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 専門部会

(総会)

第11条 総会は、委員等をもって構成する。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次の事項について審議し、決定する。

(1) 規約の制定及び改廃に関すること。

(2) 事業計画及び事業報告に関すること。

(3) 予算及び決算に関すること。

(4) 専門部会に委任する事項に関すること。

(5) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員等の過半数の出席を必要とする。

6 総会の議事は、出席委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 やむを得ない理由のため総会に出席できない委員等は、代理人を選任し、表決を委任することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、その委員等は出席したものとみなす。

8 会長は、第4項に掲げる事項のうち緊急その他やむを得ないと認められる事項又は軽易な事項については、書面による表決を求め、これをもって総会に代えることができる。

9 会長は、必要に応じて名誉役員に総会への出席を求めることができる。

(専門部会)

第12条 専門部会は、第3条に掲げる事務を分担するため、総務企画部会、競技部会及び交通環境部会で組織する。

2 専門部会は会長が委嘱した部会員をもって構成する。

3 専門部会に、部会長及び副部会長を置く。

4 部会長は、山口市消防協会副会長の職にある者をもって充て、専門部会の事務を総括する。

5 副部会長は、山口市消防協会代議員の職にある者をもって充て、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 専門部会は、総会から委任された専門的事項について調査審議し、その結果を必要に応じて総会に報告する。

7 部会員の任期については、第8条第1項及び第2項の規定を準用する。

第4章 事務局

(事務局)

第13条 この委員会の事務を処理するため、事務局を山口市総務課防災対策室（以下「総務課防災対策室」という。）に置く。

2 事務局は総務課防災対策室職員及び山県消防署職員をもって充て、全体の事務を掌る。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第5章 会計

(経費)

第14条 本会の経費は、補助金・負担金・協賛金及びその他の収入をもって充てる。

2 本会の会計は、事務局において担当する。

(予算及び決算)

第15条 本会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度等)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 本会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定めるもののほか、山口市

の財務に関する諸規定等を準用する。

第6章 補則

(解散)

第17条 本会は、第2条の目的が達成されたときは、総会の議決により解散する。

(解散後における事務の処理)

第18条 本会の解散の後、本会に関する問い合わせその他の事務については、総務課防災対策室において処理する。

2 本会解散後の文書等については、総務課防災対策室へ引き継ぎ、以後、山県市公文書規程（平成15年4月1日山県市訓令甲第1号）の規定により管理する。

(その他の委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和3年6月25日から施行する。

2 本会の設立時の会計年度は、第16条の規定にかかわらず、令和3年6月25日から令和4年3月31日までとする。